

J R 東海労新幹線関西「発」第1号
2017年3月17日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 清水 厚真殿

J R 東海労働組合新幹線関西地本部
執行委員長 小林 國博

「私事欠勤」の勤務処理に関する団体交渉の申し入れについて

御社の鳥飼事業所に出向中の多田一夫組合員が、1月22日の勤務処理について浜田副所長と徳井所長から「私事欠勤とする」と2月2日に通告され、2月24日に受け取った諸給与振込通知書を見ると給与及び超過勤務手当から9,168円が減額されていました。

本人及びJ R 東海労新幹線関西地本は御社の上記「私事欠勤」とした勤務処理と減額を認めることは出来ません。

よって、下記の内容を申し入れるので早急に団体交渉を開催し、誠意ある回答を求めます。

記

1. 1月21日、多田一夫組合員は、風邪の疑いによる体調不良となり翌日1月22日の年休を管理者に申請しました。それが、年休で処理されない理由を明らかにすること。
2. 多田一夫組合員は、正当な年休申請をして会社を休んでいるにも関わらず、給与の減額や期末手当を減率適用されることはあり得ません。直ちに2月給与からの減額分を多田一夫組合員に返還すること。
3. 上記1項及び2項について、御社が決定した根拠並びに何に基づく判断なのか文書（就業規則等）について明らかにすること。また、J R 東海会社とはいつどのように確認したのか明らかにすること。
4. 多田一夫組合員は、本事象（上記1項及び2項に関して）苦情を申し出るも御社とJ R 東海労働組合新幹線関西地本部との間で労働協約が結ばれていないため、J R 東海会社に苦情申告を行わざるを得なかった。しかし、J R 東海会社は「御社との関係する問題である」と協議を拒否した。よって、今回の団体交渉申し入れに至っている。現在も御社には、多くの組合員が出向しており今後も同様の事象（労働条件及び職場環境に関する問題等）が発生しかねないとする。よって、労働協約等の締結に向けての協議が必要とする。御社の見解を明らかにすること。

以上